

豊山町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに3万円を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>35万円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに3万円を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する</u></p> <p><u>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。</u></p>